

浜松市職員採用試験案内

次のとおり、看護教員の選考試験を行います。

令和8年3月5日
浜松市役所

1 選考区分・採用予定人数・職務内容

| 選考区分 | 採用予定人数 | 主な職務内容 |
|--------------------|--------|-----------------------------------|
| 看護教員 (地域・在宅看護学) | 若干名 | 浜松市立看護専門学校に勤務し、 看護教員の業務に従事します。 |
| 看護教員 (基礎看護学) | | |

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たすことが必要です

(1) 次のいずれかに該当する人 (いずれも令和8年6月までに取得見込みの人を含む。)

- ・日本国籍を有する人
- ・出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法第16条に定める以下の欠格条項に該当しない人

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 次の受験資格に該当する人

| 受験資格 | |
|--------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・昭和40年4月2日以降に生まれた人・看護師の免許を有する人・以下の選考区分に応じた資格に該当する人 |
| 看護教員 (地域・在宅看護学) | 正規職員等として5年(大学で教育に関する科目を4単位以上履修した人は3年)以上、地域・在宅看護の領域で看護師業務の従事経験がある人 |
| 看護教員 (基礎看護学) | 正規職員等として5年(大学で教育に関する科目を4単位以上履修した人は3年)以上、看護師業務の従事経験がある人(専門領域は問わない) |

3 選考日程

(1) 第1次選考・筆記試験（看護に関する専門試験）、小論文、面接試験

日 時 令和8年4月8日（水）

午後1時15分から午後5時頃（予定）まで

会 場 浜松市役所本館5階 52会議室（浜松市中央区元城町103-2）

合格発表 第1次選考の結果は、合否にかかわらず令和8年4月中旬に本人あて直接通知予定ですが、詳細については第1次選考の際にお知らせします。

(2) 第2次選考・面接試験、性格検査

日 時 令和8年4月下旬に実施予定

（詳細は第1次選考合格者に直接通知します。）

合格発表 第2次選考の結果は、合否にかかわらず令和8年5月上旬に本人あて直接通知します。

4 受験申込手続き

| | |
|------|--|
| 提出書類 | (1) 採用試験志願書・自己紹介書 (2) 看護師免許証の写し (3) 大学の成績証明書（大学で教育に関する科目を4単位以上履修した人で看護師業務の従事期間が5年未満の人のみ） (4) 看護教員養成講習会などの修了証（受講者のみ） |
| 申込先 | 上記書類を、浜松市役所総務部人事課へ提出してください。 |
| 受付期間 | ・ 令和8年3月5日（木）から令和8年3月26日（木）まで （ただし、土・日曜日及び祝日を除く。） ・ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで （ただし、正午～午後1時00分を除く。） ・ 郵送の場合は、令和8年3月26日（木）の消印まで有効。（110円切手を貼り、あて先等を明記した返信用定形封筒を必ず同封のこと。） ・ 期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。 |
| 受験票 | 提出書類の受付時に交付します。郵送の申込者で令和8年4月3日（金）までに受験票が届かない場合は、浜松市役所総務部人事課へお問い合わせください。 |

5 合格から採用まで

第2次選考合格者は、採用予定者名簿（有効期間1年）に登載し、欠員の状況に応じて令和8年6月1日以降に採用する予定です。第2次選考合格決定後、看護師業務経験の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

なお、**受験資格に定めてある業務経験を有していないことが判明した場合は、合格を取り消すこととなります**のでご了承ください。

6 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めることによります。（以下、令和8年3月5日現在のもの）

(1) 初任給

約280,000円（大学卒実務経験5年の場合）

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料（本給）、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.65カ月分が支給されます。

（採用初年は採用される月によって異なります。）

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務時間

午前7時30分から午後5時15分までの間における7時間45分とし、その割振りには、副校長が定めます。

(5) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。

(6) 休暇等

年次休暇（年間20日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。

また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(7) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。勤務場所での喫煙はできません。

7 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報については、選考及び採用事務以外に使用することはありません。
- (4) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (5) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
 - ①公権力の行使に当たる業務（市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など）
 - ②公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する職）
- (6) 選考で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、合格発表日以後1か月間に限り本人からの申請に基づいてお知らせします。

様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載したうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。

あて先を明記し切手を貼った返信用封筒を必ず同封して、下記の問い合わせ先まで郵送してください。
- (7) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は必ず申し込みの際に電話等でご相談ください。

8 お問い合わせ先

浜松市役所総務部人事課

- ・ 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2（本庁舎北館3階）
- ・ TEL 053-457-2081（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2087